

○ 招 集 告 示

坂戸、鶴ヶ島水道企業団告示第1号

平成29年第1回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年1月27日

坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業長 藤 縄 善 朗

記

- 1 期 日 平成29年2月3日（金）
  - 2 場 所 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議場
- 

○会 期

平成29年2月3日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（8名）

1番	田 中	栄	議員	2番	武 井	誠	議員
3番	古 内	秀 宣	議員	4番	杉 田	恭 之	議員
5番	小 澤	弘	議員	6番	山 中	基 充	議員
7番	新 井	文 雄	議員	8番	近 藤	英 基	議員

不応招議員（なし）

## 平成29年第1回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会

○議事日程（第1号） 平成29年2月3日

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第1号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団監査委員の選任について
- 日程第 5 議案第2号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第3号 平成28年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第 7 議案第4号 平成29年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計予算について
- 日程第 8 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて（坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について）
- 日程第 9 一般質問

午前10時05分開会

出席議員（8名）

1番	田中	栄	議員	2番	武井	誠	議員
3番	古内	秀宣	議員	4番	杉田	恭之	議員
5番	小澤	弘	議員	6番	山中	基充	議員
7番	新井	文雄	議員	8番	近藤	英基	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

企業長	藤縄	善朗	副企業長	石川	清
監査委員	木村	栄一	事務局長	田端	安男
事務局長	小林	秀之	事務局長	太田	広正
庶務課長	毛須	章久	庶務課長	前原	民子
給水課長	薄井	貴行	施設課長	高篠	保
施設課長	柿沼	孝	浄水課長	笠木	知之
浄水課長	高橋	俊行			

事務局職員出席者

書記	新井	広高	書記	藤原	真吾
書記	砂生	憲志			

### ◎開会及び開議の宣告

(午前10時05分)

- 杉田恭之議長 現在の出席議員は8人全員であります。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第1回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



### ◎議長開会の挨拶

- 杉田恭之議長 会議に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成29年第1回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会のご案内を申し上げましたところ、議員の皆様には公私ともご多用のところ、全員のご出席をいただき、ここに開会できますことを心より御礼申し上げます。

平成28年度も残りわずかとなりましたが、当企業団の水道事業におきましては、各種事業おおむね順調に推移しているようでございます。これもひとえに議員の皆様を初め、関係各位のご尽力のたまものと感謝申し上げ、今後におきましてもご指導、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

さて、本日提出されました議案は5件、一般質問は1名の議員さんから通告がありました。何とぞ慎重ご審議をいただき、円滑のうちに日程全てが終了できますようお願い申し上げます。開会のご挨拶といたします。よろしく申し上げます。



### ◎企業長の挨拶

- 杉田恭之議長 企業長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許します。  
藤縄企業長。

- 藤縄善朗企業長 議員の皆様、おはようございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成29年第1回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私とも極めてご多忙の中ご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。当面する重要案件につきましてご審議いただきますことは、当企業団の発展のためまことにありがたく、厚く御礼を申し上げます。

さて、平成28年度の水道事業の執行状況でございますが、第2次中期経営計画の事業として、平成27年度から平成28年度にかけて2カ年の継続事業として実施してまいりました、鶴ヶ島浄水場第1・第2RC配水池耐震化工事は、おかげさまで年度末に完了する予定でございます。また、その他各種事業につきましてもおおむね無事に完了する見込みでございます。これもひとえに議員皆様方のご理解とご協力のたまものと、深く感謝申し上げます。

なお、本定例会に提案申し上げました議案は、ただいま議長からのご挨拶の中でも触れられておりましたけれども、坂戸、鶴ヶ島水道企業団監査委員の選任についてを初め、平成29年度の当初予算など5議案であります。内容につきましては、後ほど提案理由によりご説明申し上げますので、何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

---

◇

### ◎諸報告

- 杉田恭之議長 次に、本定例会の議事日程及び出席いたします議事説明者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。

---

◇

### ◎会議録署名議員の指名

- 杉田恭之議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、

6 番 山 中 基 充 議員

7 番 新 井 文 雄 議員

を指名いたします。

---

◇

### ◎会期の決定

- 杉田恭之議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○杉田恭之議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

\_\_\_\_\_ ◇ \_\_\_\_\_

### ◎議案の朗読省略

○杉田恭之議長 お諮りいたします。

あらかじめ送付してあります議案等につきましては、朗読を省略することにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○杉田恭之議長 ご異議なしと認めます。

よって、あらかじめ送付してあります議案等につきましては、朗読を省略することに決定いたしました。

\_\_\_\_\_ ◇ \_\_\_\_\_

### ◎諸般の報告

○杉田恭之議長 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、定例監査の結果及び例月出納検査の結果についての報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願ひます。

\_\_\_\_\_ ◇ \_\_\_\_\_

### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○杉田恭之議長 日程第4、議案第1号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団監査委員の選任についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

藤縄企業長。

○藤縄善朗企業長 ただいま議題となっております議案第1号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団

監査委員の選任についての提案理由のご説明を申し上げます。

今國喜栄委員の任期が、平成29年2月7日をもって満了となりますことから、その後任につきまして慎重に検討いたしました結果、引き続き今國喜栄氏を適任者と認め、選任することについて、議会のご同意を賜りたく、地方公営企業法第39条の2第5項の規定により、この案を提出するものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○杉田恭之議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○杉田恭之議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○杉田恭之議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程第4、議案第1号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団監査委員の選任についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○杉田恭之議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。



### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○杉田恭之議長 日程第5、議案第2号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

藤縄企業長。

○藤縄善朗企業長 ただいま議題となっております議案第2号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。



現下の社会情勢等諸般の事情を勘案しつつ、職員の給与改定に準じ、坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議員及び企業長等の期末手当の額を改定したいので、この案を提出するものでございます。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○杉田恭之議長 これより質疑に入ります。

6番、山中基充議員。

○6番 山中基充議員 6番、山中基充です。議案第2号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について伺わせていただきます。

本議案は、いわゆる人事院勧告の準拠という形で各構成市、また構成市による一部事務組合でも同様の議案が提出または提出される予定というふうに伺っておりますが、当水道企業団の場合、この議案の中身を見ますと、今年度に、もう既に12月を過ぎておりますけれども、遡及をして、既にいただいている分は内払いという扱いということで、遡及をするということになっております。ただ、今回水道企業団としては職員の収賄事件等で大変厳しいところでもあるのですけれども、そういう点について、本議案提出に当たってどのような配慮をされたとか、検討されたかということの中身についてお伺いをさせていただきます。

○杉田恭之議長 毛須庶務課長。

○毛須章久庶務課長 ただいまの山中議員さんのご質疑にお答えいたします。

当企業団の議員報酬及び特別職の期末手当でございますが、従前坂戸市に準じて改正を行っております。また、一部事務組合におきましても足並みをそろえるということもございまして、協議をさせていただきます、同様の改正を行う予定となっております。

以上でございます。

○杉田恭之議長 田端事務局長。

○田端安男事務局長 今回の遡及の問題ですが、人事院勧告に倣いまして、坂戸市の給与体系に合わせてございますが、今回の事件と給与体系について別途なものとして考えて提案したものでございます。

以上です。

○杉田恭之議長 ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声〕

○杉田恭之議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○杉田恭之議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程第5、議案第2号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○杉田恭之議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○杉田恭之議長 日程第6、議案第3号 平成28年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

藤縄企業長。

○藤縄善朗企業長 ただいま議題となっております議案第3号 平成28年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

初めに、補正予算第2条に定める収益的支出につきまして、営業費用で職員数の減少や法定福利費の負担率の改定等に伴い、職員給与費を減額したことにより、水道事業費用全体では1,687万9,000円の減額補正を行い、支出の合計を30億3,498万2,000円といたしました。

次に、補正予算第3条に定める資本的支出につきましては、建設改良費について、人事異動や人事院勧告に基づく給与改定等に伴い、職員給与費を121万5,000円増額し、支出の合計を16億2,077万3,000円といたしました。

その結果、収入が支出に対し不足する額13億9,333万円につきましては、補正予算第3条に記載のとおり補填することといたしました。

次に、補正予算第4条に定める継続費につきましては、拡張用地整備工事及び鶴坂ル

一ト流量計室築造工事について総額及び年割額を改めるものでございます。

次に、補正予算第5条に定める債務負担行為につきましては、当年度以降にわたって債務を負担する事項の承認をお願いするものでございます。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○杉田恭之議長 これより質疑に入ります。

7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 7番、新井文雄です。議案第3号 平成28年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について、1点だけ質疑をいたします。

予算書の2ページです。一番下のところ、第6条の関係です。先ほど企業長から説明があったわけですがけれども、この職員給与費2,566万円。隣を見ますと、いろいろなところが減額になっているわけですがけれども、その詳しい内容についてお伺いいたします。

○杉田恭之議長 毛須庶務課長。

○毛須章久庶務課長 新井議員さんのご質疑にお答えいたします。

職員給与費の減額の主な要因でございますが、7ページの給与費明細書、8ページの給料及び手当の増減額の明細書にお示しをいたしましたように、平成28年度補正予算では職員数は1名減となり、52名となっております。これは、当初53名で予算積算を行いました。4月1日より鶴ヶ島市からの派遣職員が1名増員となり、実質54名のスタートをいたしました。しかしながら、鶴ヶ島市からの派遣職員1名が10月に派遣を解かれ、帰任し、53名となり、11月には職員1名が懲戒免職処分となり、職員数が52名となったものでございます。こうした要因により、給与費の減額に加え、休職による職員1名分の給与が無給となったことも減額となった要因でございます。また、法定福利費につきましても共済組合負担金率の改定等により減額となっております。お示ししました給与費明細書では、平成28年8月の人事院勧告による給与改定を見込んで精査をいたしましたが、全体では減額補正となったものでございます。

以上でございます。

○杉田恭之議長 7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 大枠がわかりました。

人事異動の関係についてあるというふうに聞きましたけれども、実際通常人事異動はここ数年、どんな程度で、中ではなく、外との交流は行われているのか、その辺についてお伺いします。

○杉田恭之議長 田端事務局長。

○田端安男事務局長 お答えいたします。

人事異動につきましては、鶴ヶ島市と人事交流を行っております。現在鶴ヶ島からの職員については2名です。それと、こちらから派遣に出しておるのが1名でございます。以上でございます。

○杉田恭之議長 ほかに質疑ありますか。

6番、山中基充議員。

○6番 山中基充議員 6番、山中基充です。議案第3号 平成28年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について、総括質疑、総括答弁ということでございますので、質疑をさせていただきます。

まず、1ページの先ほどご説明あった継続費でございますけれども、継続費が事業のやり方や土地の収用等の関係で本年度増額補正をしたということでございますが、その詳しい中身についてお示しをいただきたいと思っております。

続きまして、7ページの先ほど新井議員からの質疑と同様なのですが、職員の減によるものと人事院勧告等の報酬の給料の増等で相殺をしたという形でございますけれども、その中でこの1名の減というのは、先ほどの質疑の中で今回収賄事件にかかわる1名の処分による減ということをやったのですが、特にこの際、退職金等の手当等に関していろいろと操作しなくてはいけないのかなと思うのですが、それらについてどのような形で行われたのかということについて、2点お伺いをさせていただきます。

○杉田恭之議長 笠木浄水課長。

○笠木知之浄水課長 山中議員さんのご質疑にお答えいたします。

平成28年度補正予算（第1号）で、平成29年度の年割額及び総額が増額となった理由についてご説明いたします。本工事につきましては、平成28年5月31日に条件付一般競争入札が執行され、株式会社関東建設が税込み2億4,291万3,600円で落札し、平成28年6月6日に契約、着工しております。拡張用地を整備する中で、鶴ヶ島浄水場北側の既存擁壁を取り壊し、取得した拡張用地と一体となるよう、用地外周に新たな擁壁を築造いたしますが、この擁壁を築造するに当たりましては現状の地質を確認するため、ボーリング調査を行うこととしており、これを実施したところ、予定していた強度に達しておらず、設計で見込んでいた碎石及びコンクリート基礎では擁壁が支えられないことが判明いたしました。このため基礎を鋼管杭に変更する必要が生じました。このほかにも既設パイ600ミリメートル移設工事、流量計室基礎工事などの変更を予定しており、それらを合計いたしますと1億1,318万2,932円の増額となります。本工事の当初予算額が2億8,188万円、請負額が2億4,291万3,600円、差し引きいたしまして執行残額が3,896万

6,400円となっておりますので、不足する額が7,421万6,532円であり、1,000円未満を切り上げいたしましたので、7,421万7,000円の増額となりました。

以上でございます。

○杉田恭之議長 毛須庶務課長。

○毛須章久庶務課長 山中議員さんのご質疑にお答えいたします。

元職員の退職金についてでございますが、11月にこちら元職員につきましては懲戒免職処分といたしましたので、退職金は支払われてございません。本来ですと、埼玉県市町村総合事務組合のほうから特別負担金の請求がございますが、そちらのほうにつきましても懲戒免職となりましたので、請求はございません。

以上でございます。

○杉田恭之議長 6番、山中基充議員。

○6番 山中基充議員 退職金に関してなのですけれども、そうしますと退職引当金の精査であるとか、いろいろと操作が発生するかと思うのですが、補正予算には見受けられないのですけれども、そういったものはこういった形で行われているのかということについてお伺いいたします。

○杉田恭之議長 前原庶務課主席主幹。

○前原民子庶務課主席主幹 お答えいたします。

28年度の補正予算につきましては、退職金等の支払いの部分が盛り込まれておりません。影響があるとすると、法定福利費といたしまして総合事務組合に負担金として支払う額が、その職員の分だけ減額となっております。退職金といたしましては、通年退職した翌年度に支払いがあるわけでございます。そちらのほうは、当企業団が毎月負担金として総合組合に支払っている負担金額と、先ほど説明がありました総合組合負担金に積み立てております負担金のほうから合算して職員に退職金として支払われているわけなのですけれども、その際に翌年度に特別負担金といたしまして、総合事務組合のほうから当企業団に請求があるわけでございます。当然免職でございますので、退職金が支払われないことから、そちらの請求は来年度においてははないと思われま。

また、引当金等につきましても、その職員の特別負担金等を引き当てておこななくてもよくなるわけですので、そちらの分はマイナスになりますので、私どもの当企業団で引き当てておくべき金額も低くなるものと推察されます。

以上です。

○杉田恭之議長 ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声〕

○杉田恭之議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○杉田恭之議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程第6、議案第3号 平成28年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○杉田恭之議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○杉田恭之議長 日程第7、議案第4号 平成29年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計予算についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

藤縄企業長。

○藤縄善朗企業長 ただいま議題となっております議案第4号 平成29年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計予算について、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

初めに、予算第2条に定める業務の予定量につきましては、給水人口17万300人、年間総配水量を1,971万7,261立方メートルと決めました。主な建設事業といたしましては、3カ年の継続事業である鶴ヶ島浄水場機械・電気計装設備改修工のほか、幹線管路更新事業や管網整備事業、区画整理事業に伴う配水本管布設工事を引き続き実施することといたしました。

次に、予算第3条に定める収益的収入及び支出につきましては、収入では水道事業収益の総額で35億8,146万1,000円といたしました。また、支出では、各費用とも経常経費を計上し、水道事業費用の総額を31億7,547万2,000円といたしました。

次に、予算第4条に定める資本的収入及び支出につきましては、収入では工事負担金等で1億3,054万5,000円を見込んでおります。また、支出では、水源施設改修工事、配

水本管布設工事及び鶴ヶ島浄水場機械・電気計装設備改修工事など17億7,661万8,000円を計上し、不足する額16億4,607万3,000円につきましては、予算第4条に記載のとおり補填することといたしました。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○杉田恭之議長 これより質疑に入ります。

7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 7番、新井文雄です。議案第4号 平成29年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計予算について、3点質疑をいたします。

まず、1点目、概要の1ページ、上から4つ目の(4)の有収率についてお聞きをいたします。有収率については、昨年の決算のときにも話が出たかと思うのですが、数値目標を出しております。今回そういう中で93という、そこから比べると低い数値を出しているわけですが、今年度、先ほどの数値については左の2ページでわかりますけれども、それを含めて詳しくこの数字についてお伺いをいたします。

2点目、34ページ、予算書のほうです。34ページで、その他の営業収益のところの水道利用加入金について、1,021件で約1億900万円というふうに見込まれております。これ来年度ということで、予測も含めて行われているのだと思いますけれども、この辺の見積もりをどのように行っているのか、算出根拠についてお伺いをいたします。

次に、3点目、21ページの関係で2の流動資産、(1)の現金預金についてです。24億6,820万4,354円ということで見込まれているわけですが、その辺の数字の根拠について、まず1点お伺いいたします。

以上、3点です。

○杉田恭之議長 前原庶務課主席主幹。

○前原民子庶務課主席主幹 新井議員さんの質疑にお答えいたします。

平成29年度の有収率の業務予定といたしまして93%と設定をさせていただいたわけですが、この有収率は配水量に対する有収水量の割合でございます。平成29年度当初予算では、平成28年度の有収水量及び配水量の推計値から、有収率は92.43%となりました。実績から考慮いたしますと、この値を基準値とするところがございますが、予算数値として実績を考慮し、また目標値といたしまして93.0と設定をいたしました。

以上です。

○杉田恭之議長 暫時休憩します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時40分

○杉田恭之議長 再開いたします。

薄井給水課長。

○薄井貴行給水課長 水道利用加入金の算出根拠につきまして回答させていただきます。

水道利用加入金の算出根拠でございますが、口径別の加入金金額は決まっております。それぞれの件数につきましては、平成26年及び27年度の実績の件数、あと平成28年度上半期の実績件数から年間の件数を算出いたしまして、3年間の平均件数を算出しております。平成29年度の全体件数といたしまして1,021件を見込み、金額として1億964万円を計上しております。主な口径件数といたしまして、13ミリを134件、20ミリを706件として予算として計上しております。

以上でございます。

○杉田恭之議長 前原庶務課主席主幹。

○前原民子庶務課主席主幹 現金預金についてお答えいたします。

当初予算書21ページでございます、2、流動資産の(1)、現金預金は、29年度当初予算において約24億6,800万円でございます。こちらの数字でございますが、補正予算書のほう18ページで、平成28年度の補正後の現金預金残高が約44億6,400万円となり、これに対し平成29年度の現金預金の動きとして、平成29年度当初予算書でございます6ページのキャッシュ・フロー計算書に掲載されているとおり、業務活動による現金預金の増額が約7億8,700万円、また7ページの投資活動による現金預金の減少が約27億8,300万円、この差し引きといたしまして、4、現金預金の減少額として記載してございますが、約19億9,600万円となったことによるものでございます。

以上でございます。

○杉田恭之議長 7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 一問一答ではないので、1つずつ聞いていきたいと思っております。

1点目の有収率の関係です。昨年度の決算のときに、28年について93%、そしてその前は94%を計上していたというふうにデータを見るとしてあります。そういう意味では、先ほどの数字の中で少し上がってきたので、93%は切っているけれども、目標として上げたというふうな答弁があったかなというふうに思います。やっぱり水道事業は約30億円、大枠でありますけれども、ここの1%を考えていくと上がるのか下がるのか。ここずつ



と4年も5年も下がりっ放しということで、相当下がっているわけです。29年度予算で向上に向けてどのように取り組んでいくのか。漏水対策が重要だというふうに思うわけですが、今年度2月まで来ているわけですが、今年度の状況も含めてどのように取り組んでいくのか、お聞きいたします。それが1点目。

それから、2点目です。3年平均ということで予測を相当しないといけないということで、そういうことかなというふうに思います。しかし、年末になれば来年度の動き、両市の建設の動きと、多少はやっぱり、100棟のマンションができるとか、そういうこともわかるわけで、その辺の情報を把握して、そこについては見積もりに入れることがあるのかどうか、その辺についてお伺いをいたします。

それから、最後の現金預金の関係です。補正予算の18ページでは、3月末で44億6,400万円見積もっているというふうにありましたけれども、20億円近い減少があるわけです。そうすると24億強に激減をしているわけです。過去私の記憶では、こういう数字を見たことがないので、と認識しているのですが、もう少し詳しく説明をしていただきたいと思います。

○杉田恭之議長 柿沼施設課主席主幹。

○柿沼 孝施設課主席主幹 お答えいたします。

平成28年度の有収率の現状でございますが、12月末時点で昨年同期と比較いたしますと、平成27年度が91.06%に対して、平成28年度は91.56と、0.5ポイント上昇しております。過去の経過から推測いたしますと、年度末には91.6%と予測されるところでございます。

次に、漏水の発生件数でございますが、12月末時点で本管自然漏水が8件、本管の原因者漏水が1件、給水管の自然漏水が483件、給水管の原因者漏水が33件、合計で525件発生し、修繕を行っております。平成27年度につきましては、1年間で512件ございましたので、1.4倍の増ということになります。このうち漏水調査では353件を発見し、修繕しております。平成27年度の漏水調査では177件の発見でしたので、今年の2倍となっております。これは、漏水多発地区の再調査を実施したことによるものでございます。

有収率を向上させるには、漏水調査を効率よく行う必要がございます。今までは、漏水調査は人が各戸の止水栓やメーターなどに音聴棒を当てて、漏水音を耳で聞き分ける個別調査と路面音聴調査を中心に行っていました。29年度におきましては、さらに監視型漏水調査を実施していきます。これは、漏水音を判別することができる監視装置を一定期間複数箇所、道路上の制水弁に設置いたしまして、センサーにより漏水の疑い

のある地域を特定し、再調査をするというものでございます。これらを実施していきまして、引き続き早期発見、早期修繕に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○杉田恭之議長 薄井給水課長。

○薄井貴行給水課長 引き続き加入金の算出根拠、加味している要因等についてお答えいたします。

予算積算時におきまして、両市の開発行為の状況や窓口業務の給水調査において、大きな開発予定の情報がある場合には、年度内の完成等を考慮しまして、加入金の口径及び件数を推測して、平均件数に加味して予算積算を行うものでございます。なお、平成29年度予算積算時におきまして、今回大きな開発行為の情報等が入っておりませんでしたので、今回は3カ年の平均件数として件数を算出いたしまして、金額を計上しております。

以上でございます。

○杉田恭之議長 前原庶務課主席主幹。

○前原民子庶務課主席主幹 現金預金につきまして、予算書に沿ってご説明をさせていただきたいと思っております。

平成28年度補正予算書をごらんいただけますでしょうか。こちら6ページのキャッシュ・フロー計算書でございます。

〔「何ページ」の声〕

○前原民子庶務課主席主幹 6ページです。こちらの下、5、現金預金の期首残高が約50億7,300万円でございます。こちらは、平成27年度の現金預金の決算値となっております。これに28年度といたしまして、4の現金預金の減少額約6億900万円を減じた結果、6の現金預金の期末残高として約44億6,400万円となりました。これを平成29年度に繰り越したものが、次は平成29年度の当初予算書になりますけれども、当初予算書の7ページでございます当初予算書のほうのキャッシュ・フロー計算書、こちらに記載されております5、現金預金の期首残高、これが約44億6,400万円、こちらに移行しているということです。

これに対しまして、29年度において、6ページでございます業務活動による現金預金の増加が約7億8,700万円、また7ページの投資活動による現金預金の減少は、継続事業等によります、これに係る工事の繰り越しが多額であることから、約27億8,300万円の現金支出が発生いたします。これによりまして、結果として4、現金預金の減少額が約19億9,600万円となり、この結果として6の現金預金の期末残高が約24億6,800万円と

なるものでございます。

以上でございます。

○杉田恭之議長 7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 まず、1点目のほう、1点目の関係です。

先ほど詳しく説明があったわけですがけれども、先ほどから言っているように、10年ぐらい前は95.6だったというふうに認識をしております。どちらにしても、この問題は永久に追求していかないといけない課題だというふうに認識をしているわけです。今後中長期的に見通しとしてはどのようになっているのか。

それから、あとこれは93ということは、7%がなくなるということなわけですがけれども、これ1%というとおおよそどのくらいの金額になるのか。県のほうから水を買ったりしているわけなので、おおよそでちょっとお聞きをしていきたいと思います。30億円ですから、3,000万円に近いのかなというふうに思うのですがけれども。

それから、2点目については了解をいたしました。一時は2億、3億と入ってきたなというふうに思いますけれども、このところ建設が少ないなということでの数字というふうに理解しております。

それから、最後の現金預金の関係です。数字的にはそういうふうになると。ただ、これまでこういう大きな数字はなかったなというふうに思うのですがけれども、その辺のことと、今後の見通しについてお聞きをいたします。私の持っている資料では、平成15年に34億円の現金預金、20年には42億、そして23年には53億、最近も約50億ということで、半分になってしまうということですので、今後の見通しについてお伺いをいたします。

○杉田恭之議長 柿沼施設課主席主幹。

○柿沼 孝施設課主席主幹 お答えいたします。

水道管の老朽化が進む中、有収率を向上させるには、漏水箇所や漏水多発地区を分析して、効率よく漏水調査を実施することでございます。予算上の目標値である93%に向けて、有収率向上に今後とも努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○杉田恭之議長 前原庶務課主席主幹。

○前原民子庶務課主席主幹 お答えいたします。

先ほど新井議員さんから1%というお話が出ましたので、そちらについて説明させていただきたいと思います。29年度の年間配水量が1,971万7,261立方メートルですので、こちらの1%といたしますと約19万7,173立方メートルになるかと思っております。こちらに平均販売価格160円89銭を掛けて算出いたしますと、約3,100万円という数字が出るわけ

でございますが、漏水量が減っても給水収益とはならないわけでございます。給水収益がふえるわけではないということになります。

先ほど新井議員さんのほうからもお話しいただきましたけれども、この19万7,173立方メートルの1%の分を県水の受水費購入費であります単価として66円72銭、こちらのほうを掛けて算出いたしますと、約1,300万円となります。1%の分が約1,300万円ですので、全てが県水というわけではございませんが、県水で換算いたしますと約1,300万円の経費削減になると思います。

続きまして、先ほど有収率の中長期的な推測ということでございますが、中期経営計画においては平成29年度が最終年度でございます。中期経営計画では94.0%を有収率の目標値といたしておるところでございますが、その先30年度以降につきましては、ただいま基本計画等策定業務に取りかかっているところでございます。こちらのほうは平成29年度までに作成する予定でございますので、そちらのほうで有収率のほうも設定していく予定でございます。

続きまして、現金預金の関係でご説明をいたします。こちらの今後の見通しということでございますが、今申し上げましたとおり、基本計画等の検討を進めているところでございます。今後給水人口の動向によっては、給水収益が減収となる可能性がございます。また、平成11年度以降据え置きとなっております県水受水費についても、平成32年度までは現行料金を維持するということの通知をいただいておりますけれども、今後県水の料金改定の可能性もあること、またさらに耐震化工事や経年管路の更新に係る費用の増加が見込まれることを考慮いたしますと、現金預金は減少していく可能性があるものと考えております。

以上です。

○杉田恭之議長 田端事務局長。

○田端安男事務局長 先ほど柿沼主席主幹から有収率の関係がありましたが、有収率につきまして過去につきましては22年ほどだと思ったのですが、有収率94%以上の時期がありました。東日本以降なのですが、その地震等の関連ははっきりしないのですが、それ以降有収率が下がりました。昨年度91.1という数字になっております。

一応この間漏水調査等につきましていろいろ検討して、どこかでV字回復とはいきませんが、どこかで底を見ないと上がらないという形で、今年度上向き、ちょっとした大きい漏水も発見できたので、上向きになるのではないかと考えています。今後有収率を上げるためにも、今までやっていた方法以外のものを来年度検討して、そのほかにいろいろ検討して、いいものがあれば有収率の向上に向けて頑張りたいと思います。

以上です。

○杉田恭之議長 ほかに質疑はありませんか。

6番、山中基充議員。

○6番 山中基充議員 6番、山中基充です。議案第4号 平成29年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計予算について、有収率についてもお伺いしようかと思ったのですが、先ほどのご答弁とご説明でよくわかりましたので、私としてはページで言うと総括的な形になりますけれども、先ほどご説明の中にもありましたが、今年度で第2次中期経営計画終了となりまして、平成29年度中に予算策定ということで、債務負担行為等も組まれているわけがございますけれども、その中身について、取り組みの状況について、予算的にはどういった形になっていくのかということでご質疑をさせていただきます。

もう一点、その点であと中期経営計画ですと、先ほど来現金預金といいますか、その残高が減ったという話が出ますが、本来であれば今回から起債するというのに、平成29年から起債せざるを得ない状況であります。まだ21億円残っていると。その状況についてもご説明をいただきたいと思えます。

続きまして、一例として管の更新については、平成27年度、0.28ということで、前年度が平成26年が0.41ということで、平成27年度は下がっていて、平成28年度はまだ結果は出ていないのですけれども、こういった形でこの予算について、更新率はどのような形で想定して、向上していくのかということで聞かせていただきます。2点です。よろしくお願ひいたします。

○杉田恭之議長 前原庶務課主席主幹。

○前原民子庶務課主席主幹 山中議員さんの質疑にお答えいたします。

水道事業基本計画策定につきましての進捗状況についてご報告いたします。現在は、計画の基本となります給水人口でありますとか給水量の需要予測が完了いたしまして、現状の分析と課題の抽出、また課題解決に向けた方策について検討中でございます。今後は、施設整備計画等、また財政計画ももちろん含んでおりますけれども、こちらを実施する予定でございます。

それから、中期経営計画と29年度予算の対比ということでございますが、山中議員さんからも起債のお話をいただきましたが、29年度につきましては先ほどもお話ししたとおり、現金預金残高が約24億6,800万円でございます。中期経営計画の中の資金計画上におきましては、平成29年度の現金預金残高は約19億4,700万円でございますが、これは企業債の借り入れ5億円を含んだものであるため、実質的には約14億4,700万円となります。これに対しまして約24億6,800万円でございますので、約10億2,100万円計画を上

回っている状況でございます。このことから、今年度においては企業債の借りに頼ることなく、事業進行が可能だと考えております。

管路更新率につきましては、平成29年度、こちらの今立てております平成29年度予算を全執行いたしますと、結果としましては管路更新率として0.37%となる予定でございます。その前に経年化率についてもちょっとご説明をいたしますが、経年化率につきましては当初予算執行後に26.75%となる予定でございます。管路更新率については0.37%となる予定でございます。

以上でございます。

○杉田恭之議長 6番、山中基充議員。

○6番 山中基充議員 6番、山中基充でございます。予定どおりというか、現金残高が予定どおりというか、予定よりも10億円多いということについては、これは余り喜ばしいといったことでもなく、要は今経年化率等もお示しいただいたとおり、老朽化は待ったなしの状況で、更新も進んではいるのですが、それらの精査ですね。予算と少し離れてしまうかもしれませんけれども、そういった意味ではこの10億残ったという、予算に当たってですけれども、その状況と、事業執行の規模といいますか、執行というか、そこから辺についてどのようにお考えになられているのか、改めて伺いいたします。

○杉田恭之議長 高篠施設課長。

○高篠 保施設課長 山中議員のご質疑にお答えいたします。

管路の更新の関係でございますが、当企業団では幹線管路更新事業といたしまして、基本計画にて口径300ミリ以上の配水管を幹線管路と位置づけ、平成35年度を目途に事業費税抜きで77億7,260万円、更新延長5万7,861メートルと定めており、平成27年度より管路の耐震化の事業、更新の事業のほうは進めております。また、状況につきましては、平成27年度では坂戸市大字塚越地内に口径300ミリの配水本管を、工事費4億365万5,400円で約2,030メートル、耐震管への管路更新をいたしました。また、平成28年度では、坂戸市大字横沼、紺屋地内の口径300ミリの配水本管を、工事費3億1,680万6,120円で約1,200メートルの更新を実施しているところでございます。

以上でございます。

○杉田恭之議長 6番、山中基充議員。

○6番 山中基充議員 最後になりますけれども、今の状況を少しもとの計画と今現在の計画がちょっとわからないと、そこまで資料がないので、あれなのですが、結局進捗が少しおくられている。また、規模が計画どおりっていないので、10億逆に余っているのかなというふうに思うのですが、当初予算に当たりましてそういったこと、当初予算策

定に当たりまして、また計画の最終年度に当たりまして、その点についてはどのような形で検討されたのかということについて、最後にお伺いをさせていただきます。

○杉田恭之議長 前原庶務課主席主幹。

○前原民子庶務課主席主幹 お答えいたします。

差額の10億につきましては、計画期間がまだ完了しておりませんので、これから検討する予定でございます。恐らく純利益が予定したよりも上回っていることによるものだと思います。29年度で計画終わりますので、それにあわせて検討をまいります。各事業につきましては、可能な限り計画に沿った形で実施しております。ただ、状況によりましては実施時期を先送りしたり、前倒ししたりということで、その差または工事の事業に係ります計画と実施設計の差でありますとか、入札の差異等もございますので、そこら辺も細かく精査して、検討してまいりたいと思います。

○杉田恭之議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○杉田恭之議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○杉田恭之議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程第7、議案第4号 平成29年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○杉田恭之議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○杉田恭之議長 日程第8、議案第5号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

藤縄企業長。

- 藤縄善朗企業長 ただいま議題となっております議案第5号 専決処分の承認を求めることについての提案理由のご説明を申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が、平成29年1月1日に施行されることに伴い、緊急に坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により、坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を平成28年12月26日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、その承認をお願いするものでございます。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご承認を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

- 杉田恭之議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

- 杉田恭之議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

- 杉田恭之議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程第8、議案第5号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

- 杉田恭之議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。



### ◎一般質問

- 杉田恭之議長 日程第9、一般質問を行います。

通告者は1名であります。なお、質問時間については、「議会運営についての申し合



わせ事項」により、執行部の答弁を含め60分以内となっておりますので、ご注意願います。

発言を許します。

2番、武井誠議員。

○2番 武井 誠議員 2番、武井誠です。通告に従い、一般質問を行います。

今回の収賄事件についてお伺いいたします。昨年、当時の浄水課職員が収賄の疑いで逮捕されるという、あってはならない不祥事が起こってしまいました。重要なことは、二度とこのようなことが起こらないようにすることです。そのためには、なぜ防ぐことができなかったのか、その原因を明らかにし、具体的な対策を講じることが必要だと考えます。報告書も出されておりますけれども、改めて次の3点について見解を伺います。

1点目、事件の経過と現在の状況について。

2点目、事件の原因について。

そして、3点目、再発防止のための今後の方針について。

以上をお伺いし、1回目の質問といたします。

○杉田恭之議長 田端事務局長。

○田端安男事務局長 それでは、武井議員の一般質問にお答えします。

まず、質問事項1、(1)についてお答えいたします。今回の事件の発端は、昨年9月下旬に坂戸市及び鶴ヶ島市の複数の議員から、報道機関が企業団について調べているとの情報があったことから始まりました。10月中旬には、鶴ヶ島市議会議員から新聞記者の取材を受けた際、内容は不明であるが、当企業団職員の名前が出ているとの情報がありました。これを受け、名前の上がった職員から事情を聞いたところ、平成28年6月から警視庁の取り調べを受けていることと、本事件の贈賄側の業者から食事の接待を受けるとともに、平成27年に現金20万円を収受したことが判明しました。その後、11月9日に、平成27年6月に指名競争入札を執行した鶴ヶ島浄水場次亜注入設備等点検整備工事に関して、元浄水課浄水担当主査が業者から現金を受け取ったとして収賄容疑で逮捕されました。また、元職員は、平成24年6月に条件付一般競争入札を執行した坂戸浄水場及び若葉台取水中継ポンプ場機械・電気計装設備改修工事に関しても、業者から現金50万円を収受したことと、平成27年6月に条件付一般競争入札を執行した鶴ヶ島浄水場機械・電気計装設備改修工事に関して、同年12月下旬ごろから平成28年4月上旬ごろまでの間、業者から合計金額約25万円相当の食事の接待を受けたことにより、11月30日に再逮捕されました。

当企業団では、11月21日にこの事件に関する発生原因や背景を検証するとともに、事件にかかわった職員の公正な処分を実施するため、職員の収賄事件に関する調査検討委員会を設置いたしました。調査検討委員会では、他市の懲戒処分事例等を参考に、当企業団の顧問弁護士の意見も聞きながら、本事件にかかわった職員の処分についても協議を行いました。当企業団では、元職員が本事件の収賄容疑に関して11月30日に起訴されたことにより、同日付で元職員を懲戒免職処分とし、管理監督責任等関係する職員8名もあわせて懲戒処分を行いました。贈賄側に当たる業者につきましても、12月2日に12カ月間の指名停止処分を行いました。また、元職員は、12月21日に追起訴され、本年1月13日に保釈されたとのこと。調査検討委員会では、今回の事件に関する報告書をまとめ、今後の対応策を策定するとともに、全職員に報告書を配付し、周知を図ったところ。です。

続きまして、質問事項1、(2)についてお答えいたします。この事件の原因は、一義的に公務員としての倫理、法令遵守意識の欠如と言えます。ただ、そこには当企業団における組織的な問題、背景があったと言わざるを得ません。最初に考えられるのは、こうした倫理観や法令遵守に関する研修の実施についてです。近年入庁した職員については、採用当初、新規採用職員研修を実施し、通常は地方自治法研修、地方公務員法研修、階層別の行政法研修等が順次行われています。しかしながら、元職員が入庁した昭和55年当時の地方公務員法研修等における職員の倫理面における指導は十分なものであったとは言えません。また、近年はどの事業体でも綱紀粛正や服務規律、職員倫理の遵守が厳しく指導されています。企業団においては、こうした研修が不十分であったのではないかと考えられます。

次に、異動期間の問題があります。元職員は、大学の工学部を卒業し、昭和55年6月1日に企業団に入庁しました。当初は、一定の間隔で異動が行われていましたが、平成17年4月に3度目の浄水課異動となり、逮捕される11月まで11年7カ月、浄水課勤務となっていました。この間に贈賄側となった業者と親交が深まったものと推測されます。

3点目に考えられるのが、元職員が金銭的に困っていたという事実です。一部の職員の間では、元職員が金銭面で困窮していたことが知られており、同僚に借金をしていた事実が職員聞き取り調査の中で判明いたしました。なぜ金銭面で困窮していたのか理由は、本人から聞き取りができないため不明ですが、こうした状況が上司や人事関係者に報告され、何らかの対応ができていれば、あるいは事件の発生を防げたかもしれません。

4点目は、業者との接触の機会の問題です。工事等を担当する職員は、業者との日々の打ち合わせ等は欠かせないため、コミュニケーションをとる機会が多くあります。こ

うした際、業者からの誘いが次第にエスカレートしていくことも考えられます。まさに元職員も次第に業者と食事をともにする機会が生まれ、今回の事件に発展したものと考えられます。また、今回の接待の場となった工場検査についても問題があります。元職員は、工場検査終了後に業者と夕食をともにし、飲食等の接待を受けています。特に遠隔地の工場検査の場合は、宿泊の必要が生じることや、上司の目が届かない場所となることから、業者からの誘いを受けやすい環境ができてしまいます。

以上、4点が今回の事件が発生した主な原因であり、事件の背景であったと考えられます。

続きまして、質問事項1、(3)についてお答えいたします。現在当企業団では、独自の倫理規程はありません。倫理規程を策定し、その内容を全職員が理解し、共有する必要があります。倫理規程の制定に当たっては、規程の最初に前文として、今回の収賄事件発生的事实を掲げ、制定の経緯を記すことにより、現在の職員だけでなく、今後企業団職員になる者に関しても事件を風化させることなく記憶し、職員倫理を保持していきたいと考えております。また、職員による非違行為等を抑制するため、職員処分の明確化が必要なことから、職員倫理規程の制定と同時に、懲戒処分基準を策定いたします。

次に、職員の倫理、サービスに関する意識向上や保持についての取り組みとして、各種研修を実施いたします。研修の内容は、公務員倫理、危機管理、コンプライアンス、管理職員によるOJT等を毎年定期的かつ計画的に実施してまいります。人事異動の関係ですが、長期在職者が発生しないよう、長期在職者を優先的に異動させ、人事の停滞を防止します。専門職にとらわれず、さまざまな部門を経験することが、今後必要とされる公務員を育成するのに必要なことと考えます。また、特定の人に頼らない職場環境にするため、各担当においても事務マニュアルの策定を行うとともに、専門技術、技能の研修を充実させます。

さらに、当企業団においては、人事異動が水道事業のみとなってしまう、識見が広がらないため、職員の知識や人脈を広げるため、市役所等への派遣や市役所等からの職員受け入れなど、人事交流を拡大いたします。また、今回の事件において、職員の金銭面での困窮に気がつかなかったことから、上司が人事評価制度における面接時に職員の金銭面、健康面、家庭内不和等、生活面における相談に応じる機会を設けます。問題がある場合には、人事担当者と連携し、組織的に対応してまいります。あわせて面接時に、汚職等非行防止の注意喚起を行います。

業者との折衝についてですが、打ち合わせ等における関係業者との接触については、特に注意する必要があります。今後打ち合わせ、折衝は、可能な限り複数の職員で対応

するものとし、特に業者の現場事務所等に必要以上滞在しないよう徹底します。工場検査については原則禁止とし、やむを得ず実施する場合には検査の相手に対して事前に飲食の接待や土産の提供を固辞する旨通知いたします。また、工場検査にかかわらず、業者が主催する研修や会議等、工事や売買の相手となる業者への出張の際は、復命書に飲食等の提供の有無を受けた場合は、その内容を記載し、上司に報告するものいたします。

最後に、組織内部における情報の共有化ですが、今回の事件において事件の正確な内容が全職員に伝達されていないとの意見がありました。刑事事件という性格上、情報の開示に制限があったことはやむを得ないところですが、今後情報共有が必要な場合はできるだけ職員全員に正確な情報が伝わるよう、電子媒体を活用した情報の共有化など、有効的な方法、仕組みについて検討を実施してまいります。

当企業団では、今回の事件を重く受けとめ、一日も早く失われた信頼を回復するため、再発防止に取り組むとともに、職員一丸となって努力してまいる所存です。議員の皆様におかれましても、よろしくご支援、ご協力賜りますよう、この場をおかりしてお願いいたします。

以上でございます。

○杉田恭之議長 2番、武井誠議員。

○2番 武井 誠議員 一通り答弁をいただきました。これ以降は一問一答方式で質問を続けます。きつい表現が入るかもしれませんが、利用者市民の声として受けとめていただき、真摯な答弁を求めるものです。

まだ、これいただいて、職員収賄事件に関する報告書をいただいて間もないものから、今の時点で重複もあるかもしれませんが、質問させていただきます。

検討委員会のメンバーについて、どういうメンバーだったのか、お伺いします。

○杉田恭之議長 田端事務局長。

○田端安男事務局長 お答えいたします。

事件の原因究明と再発防止策の検討及び本事件にかかわる職員の公正な処分を実施するため、メンバーとしては事務局長1名、事務局次長2名、事件に関していない部署の課長3名、庶務課長、庶務課主席主幹、施設課長、計6名の職員により、昨年11月21日、職員収賄事件に関する調査検討委員会を設置いたしました。

以上です。

○杉田恭之議長 2番、武井誠議員。

○2番 武井 誠議員 事件に直接かかわらないという答弁もありましたけれども、直接

間接に責任のある人たちだけによって検討委員会が構成されているわけです。率直に申し上げて、上辺だけの調査にならないか、不十分な検討にならないか、お手盛りのまとめにならないか、こういう懸念を抱く市民も多いというふうに私は感じるわけですが、そこについてもう少しお伺いいたします。

ヒアリングのやり方、どんな雰囲気であったのか。特に伺いたいのは、当事者の職員の気持ちであります。つまり悪いと知らなかったのか、悪いとわかっていたのだけれども、このぐらいは許されると思っていただけなのか、あるいはこれはきっとわからないままいくのだろうと思っていただけなのか、そのあたりについてはどんなヒアリングの結果だったのか、その点をお伺いいたします。

○杉田恭之議長 田端事務局長。

○田端安男事務局長 事件当事者については、2度ほど事情聴取いたしました。

1回目、私が名前が上がった直後に聞いたわけですが、本人から20万円の授受と食事の接待を受けているという形で話がありました。その時点で警察の取り調べが入っていたものですから、本人も大分心配はしていた模様です。そこで、本人がどういう形でこんなことが始まってしまったのか。先ほど申したように、人事面で長かった面、それと今回の社長におきましては鶴ヶ島浄水場の塩素注入器、今回の逮捕された贈賄側の社長なのですが、会社をつくる前から企業団に15年以上、多分出入りしていたと思います。そこで顔なじみになって、その後社長についても会社を起こしたばかりなので、収益を上げたいという点でこのような事件に発展したのではないかと思います。

そこで、本人についても何らかの形で、1回目で食事をしてしまった。食事をしてしまって、2回目同じという形でいったのではないかと思います。そこで、また先ほど本人が金銭面で困っていたというところにつけ込まれて、金銭の授受が発生したのではないかと思います。ただ、2回目に再起訴された50万円につきましては、本人につきまして事情聴取のときには、50万円の授受とそのほかの接待については出ていませんでした。それにつきましては、警察発表のみの報告となっておりますので、事情のほうはわかりませんが、やはりその辺は本人としても1回目が始まって、もうすぐ退職でわからないだろうという考えも少しあったのではないかと思います。

○杉田恭之議長 2番、武井誠議員。

○2番 武井 誠議員 懲戒処分を受けた他の職員についてはいかがでしたか。

○杉田恭之議長 田端事務局長。

○田端安男事務局長 懲戒処分を受けた職員につきましても、管理監督責任という形で管理職の職員を含め、それと接待を受けた2人の同僚を処分いたしました。同僚につま

しても、実際、先ほど報告しましたが、工場検査の際について、逮捕された職員について、業者からの接待という認識はなかったように話しております。

以上でございます。

○杉田恭之議長 2番、武井誠議員。

○2番 武井 誠議員 あらゆる組織で退職が近くなりますと、とにかく自分が退職するまでは波風が立たないようにというような気持ちを持つのは、気持ちとしてはわからなくはありませんけれども、そういう考え方が逆に問題を先送りしたり、隠蔽したりというようなことにもなりかねません。退職者の責任についてはどう考えておられますか、お伺いいたします。

○杉田恭之議長 田端事務局長。

○田端安男事務局長 お答えいたします。

当時、事件当時在職していた退職者については、警視庁の捜査が終結しておりますので、ほかにはまず関与はないと判断しております。また、この事件に当時管理職員で退職した職員がいます。元職員の管理監督責任は考えられるところですが、地方公務員法の懲戒処分が勤務関係の存在を前提として発動されるものです。既に退職された者については懲戒処分を行うことができないものとされておりますので、ご理解いただけますようお願いいたします。

○杉田恭之議長 2番、武井誠議員。

○2番 武井 誠議員 私は、懲戒処分をすることしないことを問題にしているのではなくて、事実関係ですね、退職者も含めて明らかにするということが大事ではないかという意味で質問いたしました。

そういう意味も含めてですけれども、しっかり調べられているし、一定の報告書が出ているというのは評価というか、認めるものではありませんけれども、しかしここで縦と横の広がりはこれ以上ないというふうに判断をした、その根拠についてお伺いいたします。

○杉田恭之議長 田端事務局長。

○田端安男事務局長 お答えいたします。

本事件にかかわった職員につきましては、聞き取り調査におきまして事実関係について確認した上で、該当する職員及び管理監督責任の懲戒処分を行いました。先ほどの報告書にもあります。現時点で、警視庁の企業団における捜査も終了し、また新たな非違行為の情報もないことから、本事件につきましては逮捕、起訴された元職員を除いては終結を迎えたと考えております。なお、起訴された元職員の今後の裁判の経過について

は、企業団としても確認してまいりたいと考えております。

○杉田恭之議長 2番、武井誠議員。

○2番 武井 誠議員 この件については、これ以上あるないの議論をしてもしようがないと思いますので、以上を前提とした形で、原因と対策についての質問に移ります。

ちょっと聞いてびっくりしたのですが、1人だけにしない、いろんな交渉とか検査その他行動するとき。それは、今まで内規がなかったというふうにも受け取れましたが、そこら辺はどうなっているのでしょうか。あるいは、あるのだけれども、機能しなかったということなのか。お伺いします。

○杉田恭之議長 田端事務局長。

○田端安男事務局長 お答えいたします。

今までは倫理規程等、職務規程等、企業団についてはございません。今回の事件につきましても、鶴ヶ島市、坂戸市等の処分規程を参考にいたしました。今後制定については6カ月以内を目安にして策定したいと思っております。

以上です。

○杉田恭之議長 2番、武井誠議員。

○2番 武井 誠議員 率直に言って、おこなっていると思います。仮にこれがなかったとしても、急いでいただく必要があると思います。

次に、コンプライアンスや倫理などの研修を行うという答弁がありました。これは大事なことだと思いますけれども、一律的あるいは形式的なものになってはならないと思いますし、勤続年数や役職や職種に対応したものが必要というふうに考えますけれども、この内容の充実というか、実質のあるものにするための手だてについてお伺いいたします。

○杉田恭之議長 田端事務局長。

○田端安男事務局長 お答えいたします。

研修につきましてですが、新規採用職員につきましては新規採用職員研修、地方自治法研修、地方公務員法研修等を順次実施し、その中で公務員としての倫理、法令遵守意識等についての研修を行ってまいります。これとは別に、全職員を対象に公務員倫理、危機管理、コンプライアンスに関する研修を行います。また、研修で学んだ成果を管理職が職員に対して業務上必要な知識や技術とともに、仕事に対する姿勢や態度など、仕事を進める中で指導を実践するOJTを実施することにより、より効果的に成果が発揮できるよう取り組んでまいります。

以上です。

○杉田恭之議長 2番、武井誠議員。

○2番 武井 誠議員 ぜひ実質のあるものになることを期待するものです。

何としても残念なのは、こうなる前に食い止められなかったのかということでありま  
す。逮捕された方の中学校時代の恩師とか、若いころからの友人とか、何人か共通の私  
も知人がおるのですけれども、信じられないとか、どうしてこういうことになってしま  
ったのだというような意見を複数の人から聞きました。内部通報制度という、何か告  
げ口をするような悪い言い方に捉えられるかもしれませんが、ここに至る前に組織の中  
でこういうことがあるけれども、何とかしなくてはとか、そういうようなことができる  
ような仕組みはなかったのでしょうか。そこについてお伺いいたします。

○杉田恭之議長 田端事務局長。

○田端安男事務局長 お答えいたします。

内部通報制度は、法令違反等の不正を知る職員から通報を受けつけ、通報者の保護を  
図りつつ、適正な調査、是正及び再発防止を講じる事業内の仕組みです。当企業団にお  
きましても、公益通報者保護法の趣旨を踏まえ、その実効性における課題など、どうい  
う制度が企業団にとって有効なのか、研究してまいりたいと思います。なお、こういう  
通報制度はまだありませんので、職員に対しては事件のことだけでなく、職員同士気にな  
る点につきましては、上司へ報告をするよう指導してまいります。

以上です。

○杉田恭之議長 2番、武井誠議員。

○2番 武井 誠議員 多少似ているかもしれませんが、困ったことがあったら相  
談に乗ると、そういったようなカウンセリング的な機能についてのお考えをお伺い  
いたします。

○杉田恭之議長 田端事務局長。

○田端安男事務局長 現在52人の職場ですが、カウンセリング等、産業医の契約等も難し  
い面があります。職員面接等で対応を考え、状況に応じて検討してまいりたいと思いま  
す。

以上でございます。

○杉田恭之議長 2番、武井誠議員。

○2番 武井 誠議員 これから注視していくということで、これからもどうなっていく  
のか、見させていたいただきたいと思います。

最後の質問に移る前になのですが、この報告書に盛られたような事項について、業者  
側には今後のことについてどのように伝えていくのか、お伺いいたします。



○杉田恭之議長 田端事務局長。

○田端安男事務局長 今回の事件にかかわった業者ですが、先ほども申し上げましたが、平成28年12月から1年間の工事指名停止とし、その後の検討についても今後の事件裁判を踏まえて行いたいと思います。また、業者との対応につきまして、今回個人で折衝したとか、そういうことがありますので、該当業者にかかわらず、業者との打ち合わせ、工事の検査の方法について、不正が発生しないような取り組みを整備し、職員に周知してまいります。

○杉田恭之議長 2番、武井誠議員。

○2番 武井 誠議員 同じく市民への周知について、今回のことへの謝罪、反省、決意等をどう市民に伝えるか、お願いいたします。

○杉田恭之議長 田端事務局長。

○田端安男事務局長 お答えいたします。

本事件に関する市民への情報提供についてでございますが、事件に対する概要、事件の原因及び今後の対応策について、当企業団のホームページに掲載し、市民の皆様へ情報提供をいたしたいと考えております。

以上です。

○杉田恭之議長 2番、武井誠議員。

○2番 武井 誠議員 最後の質問にしたいと思いますが、ここがゴールではなくて、この報告書が出たことがゴールではなくて、ここがスタートなのだという認識を共有したいというふうに思います。今後も注視してまいります。

ざっくばらんに申し上げて、52人の組織というのは私は非常に微妙な人数であるというふうに考えるところがあります。もっと小さければ、一人一人の中で家族的な雰囲気の中で。もっと大きければ、きちっとしたシステムを持って、先ほど申し上げたようなカウンセリングや内部通報制度についても整備する必要があることは論をまたないところですが、しかしこの事件を踏まえると、やはり親しき仲にもというように形で、きちっとしたシステムの整備が求められていると、私は考えます。

以上を踏まえまして、収賄のできない環境づくりをどう進めるか、企業長にお伺いいたします。

○杉田恭之議長 藤縄企業長。

○藤縄善朗企業長 今回当企業団職員が収賄事件において逮捕されたということ、この不祥事はまことに遺憾なことでございますし、決して許されることではないと思っております。

このことは、当企業団に対する今回の事件は信頼、市民からの、またいろんな方々からの信用、信頼を大きく揺るがすことになってしまいました。大変に大きく受けとめております。申しわけございませんでした。

この事件の背景や、あるいはまた原因等につきましては、先ほど事務局長から回答させていただきました。また、さきの全員協議会で職員収賄事件に関する報告書ということでお配りをさせていただきました。企業団としての管理監督機能が十分に働いていなかったということは、これはご指摘のとおりかと思っております。長期にわたりまして、同じ部署に在籍させてしまった人事上の問題とか、いろんな多々反省し、また改善しなければならない点、こういったことにも今回の事件を通じて気づかされたわけでございます。

契約システム上は、例えば談合等の関与が不可能であると、そうした予断を持ってしまったわけでございますけれども、しかしいろいろな場面でのほころびといったものがあったということだと思っております。組織として非常に微妙であるというふうなことをご指摘いただきまして、そのとおりかと思えます。もっと小さい組織であるならば、この報告書の中にもございますけれども、個々の職員のいわば日常的な接触の中で、家庭の問題ですとか、あるいはまた金銭的な問題ですとか、悩みですとかといったものをそれなりに把握することが、特に特別なシステムをつくらなくてもできたということがあるでしょうが、それがそういう大きさでもございませんでしたし、またシステムティックに制度の整備というもの、これも必ずしもできるだけの規模ではございませんでした。こうしたことを踏まえて、企業団自体が幾つかそうした穴の部分というか、埋めていくような、今後そういう組織にしていかなければならない、そういうふうに思っております。

具体的には、この報告書のほうでも載せさせていただいておりますけれども、相当表面上の倫理規程の問題ですとか、表面的だけではもちろんないのですけれども、倫理規程や、あるいはまたコンプライアンスの遵守に対する研修ですとかいうだけではなくて、組織自体の持っている何か弱点、こうしたものを我々自身として掘り下げていくと、あるいはえぐっていくということ、これもどうしても痛みを伴うにしても、やっていかななくてはいけないということかと思えます。もちろんそのほかにも在職期間が長い職員の異動ですとか、あるいはまた既にここで具体的に29年度に向けて人事交流、さらにもう少し拡大していこうということで今進めておりますけれども、そうしたこともここで実際に今進めつつあるところでございます。全ての職員が公平公正な立場で適切に業務を遂行できるよう、こうした問題が決して発生することのないように、今回の事件を風化

させずに、企業団一丸となって市民の皆様への信頼回復に向けて、今後不断の努力をしてまいり所存であります。

自戒を込めまして、ここに市民の皆様、議員の皆様方に改めておわびを申し上げますとともに、今後当企業団の再生に向けて温かいご支援と、それからまたいろいろご指導、ご指摘を賜りますようお願い申し上げます、企業長としての答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○杉田恭之議長 これをもって一般質問を終結いたします。

以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。



### ◎議長の挨拶

○杉田恭之議長 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、早朝より出席をいただき、坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会が開催され、提出されました議案につきましては、慎重ご審議をいただき、円滑のうちに日程全てを終了することができましたことを心よりお礼申し上げます。

これから、坂戸、鶴ヶ島両市の定例会を控え、大変忙しい時期を迎えますが、議員各位を初め、ご参会の皆様には健康に十分ご留意の上、今後とも水道事業の発展のためにご尽力いただきますようお願い申し上げます、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。



### ◎企業長の挨拶

○杉田恭之議長 企業長から挨拶のための発言を求められておりますので、これを許します。

藤縄企業長。

○藤縄善朗企業長 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、坂戸、鶴ヶ島水道企業団監査委員の選任についてを初め、平成29年度の当初予算など重要案件につきまして慎重ご審議をいただき、いずれも原案のとおりご議決を賜りました。まことにありがとうございます。

本日、議員各位から賜りましたご意見、ご提言を今後の水道事業発展のために役立て

てまいりたいと思いますので、引き続きご指導、ご協力をお願い申し上げます。

暦の上では、まさにあす立春を迎えますが、まだまだ寒い日が続くようでございます。議員の皆様におかれましては、健康に十分ご留意いただき、水道事業並びに地方自治発展のためご尽力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。



**◎閉会の宣告**

(午前11時57分)

○杉田恭之議長 これをもちまして、平成29年第1回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会の議事を閉じ、閉会いたします。

本日は大変ご苦労さまでございました。